

特集3

ナイロビから北京へ

—女性の人権の新たな課題—

林 陽子

一 北京会議までの道のり

一九七〇年代の世界的な女性運動の高まりの中で、国連は一九七五年を「国際婦人年」とし、最初の世界女性会議がメキシコシテイ（メキシコ）で開かれた。この会議の後、その年の国連総会は一九七六年から一九八五年までの一〇年間を「国連女性の一〇年」とすることを採択し、「平等、開発、平和」の三つの目標を設定した。「国連女性の一〇年」の中間年である一九八〇年には、コペンハーゲン（デンマーク）で第二回の世界女性会議が開かれ、「女性の一〇年の後半期行動計画」が採択された。この前年の一九七九年の国連総会で女子差別撤廃条

約が成立しており、コペンハーゲン会議ではその署名式が行われた。日本政府は直前まで署名を渋っていたが、女性たちの粘り強い働きかけによってついに署名を決定し、当時デンマーク大使であった高橋展子さんが条約に署名をした。

そして「国連女性の一〇年」の最終年であった一九八五年に、一〇年のしめくくりの会議がナイロビ（ケニア）で開かれた。日本政府は「国連女性の一〇年」の間に、日本の国内法を女子差別撤廃条約（以下では「条約」と省略）に沿うような形に改正し（「国内法の整備」といわれた）、その上で条約を批准する、という立場を採っていた。条約批准の大きな障害になっていたのは、日本には条約の要求する男女雇用平等法が存在しないことであっ

た。一九八五年に国会に上程された政府の「男女雇用均等法案」は、大きな論争を呼んだが、ほぼ政府案のまま成立し、日本政府はナイロビ会議の直前になって条約を批准した。

ナイロビ会議では、「国連女性の二〇年」を総括する形で「二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」が採択された。この「ナイロビ戦略」は三七二項目から成り、「平等、開発、平和」を阻む要因は何か、各国はどのような措置を採るべきか、が述べられている。また、ナイロビ会議では一九九〇年代に次の世界女性会議を開く、という申し合わせがなされた。

ナイロビ会議から五年を経過した一九九〇年の国連婦人の地位委員会(第三四会期)において、「ナイロビ戦略実施の第一回の見直し・評価」が行われた。その結果、委員会では「女性の地位は世界のあらゆる地域で悪化している」という認識に達し、「二〇世紀の最後の決定的な一〇年間にナイロビ戦略実施のペースを早めること」を決め、「最後の二〇年」の中間年である一九九五年に第四回世界女性会議を開くことを決議した。

会議の事務局長には、タンザニア出身のガートルード・モンゲラさんが任命され、事務局には国連婦人の地位向上部、会議の準備委員会には国連婦人の地位委員会

女子差別撤廃条約を批准していない国は、会議までに批准すること。批准した国であっても、国内法に差別が残っているのであれば、法律を見直すこと。女性が持つ権利を実際に行使できるように措置をとること。

2 地域レベルでの準備

国連の五地域で準備会議を持ち、それぞれの地域での優先事項を明らかにすること。
(アジア太平洋地域では一九九四年六月にジャカルタ会議が開かれ、宣言が採択された)

3 NGOの参加

各国政府はNGOの経験と献身を活用すべきである。経済社会理事会によって諮問的地位を認められたNGOおよび北京会議事務局長が認めるNGOには、政府間会議への参加が認められるべきである。

4 行動綱領 (Platform for Action)

北京会議の主要な課題は、行動綱領を作成することである。これは女性の地位に変革をもたらす実際的な手段および行動を盛り込んだものであり、現在その草案が世界的な論議に付されている。

がそれぞれあたることとなった。

第四回世界女性会議は一九九五年九月四日から一五日まで、中国・北京市の北京国際会議場で政府間会議が開かれる。あわせて、一九九五年八月三〇日から九月八日まで、北京労働者スポーツサービスタワーでNGOフォーラムが開かれる。

二 北京会議の準備状況

北京会議を各国の政府やNGOがどのように準備すべきか、については、すでに一九九三年九月に国連からガイドラインが発表されているので、その内容を簡単に紹介したい。

1 国内での準備

各国政府は国内で北京会議に向けた準備委員会を作ること。

また各国政府は国別報告を作成すること。この国別報告には、一九八〇年初頭(すなわちナイロビ会議以前)の状況をまず述べ、その後の変化について述べること(この国別報告については、後述のように婦人の地位委員会「重点目標」を設定している)。

三 行動綱領の草案について

一九九四年三月の婦人の地位委員会において「行動綱領」の第一次案が提出され、現在、各地域、各国の政府、NGOの討論に付されている。特に「二〇項目の重点目標」については、国連事務局が国別報告に反映するように求めており、日本がどのような回答を準備するのか、政府とNGOの双方の姿勢が問われている。

婦人の地位委員会がまとめた「重点目標」は、次のようなものである。

1 増大する貧困の重荷

貧困の重荷は男性より女性の方がより多く負っている。この一〇年間、貧困の一掃はほとんど成果を挙げなかった。世界的な不況、各地での内戦、構造調整プログラムは、絶対的貧困者の数を増している。

女性が世帯主である家族が増えており、女性は経済資源へのアクセスを持たないため、子どもや高齢者を抱えて貧困に取り残されている。

2 教育・保健・雇用へのアクセス

教育は社会変革の重要な鍵である。しかし世界では、一〇億の人びとが文字を読めず、その三分の二は女性である。女性は依然として教育へのアクセスにおいて差別されている。

また医学の進歩は多くの治療・予防を可能にしたにもかかわらず、多くの国ではいまだに女性は必要な医療を受けていない（高い妊産婦死亡率、栄養不足、望まない妊娠など）。女性のエイズによる被害も増えている。

3 女性に対する暴力

女性に対する暴力は世界的に共通する問題であり、女性に対する基本的人権の侵害であるということが認識されつつある。女性に対する暴力は、家庭や社会における女性の地位の低さに由来する。暴力を処罰する法律の不備、当局による法令の執行の努力の欠如が、状況を悪化させている。

4 武力その他の紛争が女性に及ぼす影響

女性はほとんどの場合、武力紛争を自らしかけることはないのに、紛争の結果を共有させられている。また、

これまでは紛争解決は男性の仕事であった。女性は拷問や組織的なレイプの被害を受けており、子どもとともに難民の多くの割合を占めている。

5 経済構造・政策決定・生産過程への女性の参加の不等

多くの社会で女性は経済構造や政策決定に関する重要な過程にあまりかかわっていない。大企業では女性の管理職は少なく、女性は男性より報酬の少ない限られた仕事に分離されがちである。家内工業や家事労働への女性の貢献は、認められておらず、国家経済にも反映していない。

6 あらゆるレベルでの権力と意思決定の分担における男女の不等

人類の歴史のどの時期と比べても、より多くの女性が公職に就くようになった。しかし、依然として女性は権力構造への平等なアクセスを得ていない。わずかな例外を除いて、すべての国が、国連が定めた政策決定への参加目標（一九九五年までに三〇パーセント）を達成していない。

公的分野での不平等は、家庭内の不平等とともに存在

することが多い。しかし、家庭内の平等なパートナーシップの獲得へ向けて、良い変化が起こっている国もある。

7 女性の地位向上を促進するために、あらゆるレベルで不十分な仕組み

女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリーは、世界のほぼすべての国に作られた。しかしこの機構は、政府の中でしばしば軽視され、スタッフも資金も不足している。国際レベルでも、女性の地位向上のための仕組みは、同様の問題を抱えている。

8 国際的・国内的に認められた女性の人権に関する認識の欠如

世界人権会議（一九九三年、ウィーンで開かれた）は、女性の権利が普遍的であり、奪い得ないものであることを確認した。女子差別撤廃条約には世界の三分の二以上の国が加盟したが、まだ加盟していない国や重要な留保を行っている国が存在する。

しかし、多くの国で女性が自己の権利を理解するためのプログラム（法的識字能力のプログラムなど）は効果をあげてきている。

9 社会に対する女性の積極的貢献を促進するためのマスメディアの活用の不十分さ

マスコミュニケーションの技術は、社会の進歩のためにも、固定観念の強化のためにも利用され得る強力な道具である。多くの国では、マスメディアは固定化された女性の役割に固執し、変わりつつある世界での女性の役割、価値を描き出していない。メディアはいまだに男性によって管理されることが多く、中には暴力や支配のイメージを持つものがある。しかし、いくつかの国では、マスメディアの役割を変える先駆的な努力が行われている。

10 天然資源の管理、環境保護への女性の貢献に対する認識の不十分さ

環境と女性の生活の間には密接な関係があるにもかかわらず、これまでの環境政策はこの点を考慮しないで作られてきた。その結果、女性たちは自分たちが培ってきた経験を生かすよりも、環境破壊に苦しめられて来た。しかし、多くの国の経験では、女性たちが環境政策に組み入れられることが、プログラムの成功の決定的な要素であることを示している。

四 行動綱領における「戦略目標」について

行動綱領の草案は、以上に掲げたような重点領域を示した上で、この現状を変えるための戦略目標を提案している。主なものは以下のとおりである。

1 貧困の克服のために

女性の経済参加を阻むような法律を見直す（相続法、不動産所有法などに女性を差別する条項がないか）。最低賃金法や社会保障法を施行する。

女性と貧困に焦点をあてた開発の専門家を養成する。

2 教育／訓練へのアクセスを確保するために

教師の養成プログラムに男女平等の認識を組み込む。すべての女性に識字教育を保障する。

科学技術教育に対する女性の意欲を促進し、成人女性に対して収入源となるような職業訓練をする。

3 保健／医療サービスへのアクセスを確保するために

すべての女性が基本的な医療、家族計画のサービスを受けられるような財源を確保する。

より多くの女性の保健従事者を養成する。

4 女性に対する暴力の撤廃のために

政府は現存の法律を再検討する。警察官、裁判官、看護婦その他の人びとに対する訓練や指導をする。

暴力から逃れた女性たちの避難所に援助を与える。

「女性に対する暴力撤廃宣言」の実施を監視する。

5 武力紛争における女性を保護するために

軍事予算を削って開発に回す。

女性であることを理由に迫害されている女性の政治亡命の権利を法律に規定する。

戦争の手段として行われる性的虐待を犯罪とみなす。

教育の中に非暴力的紛争解決についてのプログラムを入れる。

女性が平和のための活動に関わることを奨励する。

国連の平和維持活動に女性を参加させ、男女平等の行動原則を採り入れる。

6 政策決定への参加を促すために

割り当て制を含む積極的な差別是正措置（アファーマ

ティブ・アクション）をとる。

オンブズパーソンのような男女平等の監視機関を作る。

大使、政府代表、長官など国を代表する地位に女性を男性と同人数登用する。

NGOは女性の政治力を養成し、地方・国政選挙に女性を候補者として送り出す。

7 女性の人権を保護するために

各国政府が女子差別撤廃条約を批准する。

女性の権利行使を助けるため、司法制度の改革を行う。

政府が人権条約諸機関に報告をする際には、女性の人権状況を必ず盛り込む。

女性の法的識字能力を高める。

女子差別撤廃条約の下に個人通報権を認める追加文書を作る。

8 女性の経済的自立を促進するために

法律を改正し、男女の平等、安全な労働条件の推進、働く両親への援助、パートタイマーが女性にかたよることの是正をする。

伝統的でない仕事を選んだ女性を支援する。

セクシャルハラスメントの防止策をとる。

9 マスメディアを活用するために

政府はマスメディアの内容を監視する機関を設立する（女性を傷つけるような表現の規制を含む）。NGOもこのような組織をつくる。

国際機関はマスメディアにおける男女平等の実現のために国際的なガイドラインを作る。

五 日本の女性たちの課題

「行動綱領」草案およびそこに含まれる戦略目標を読むと、「ナイロビ戦略」に比べて書かれている提言がより具体的であり、この一〇年の間の女性たちの運動の広まりと深まりを感じさせられる。これをどう実践に結び付けていくかは、これから北京会議へむけて各国が準備する国別報告およびそれに対するNGOの提言の中で、どこまでこれらの問題提起を真剣にとらえ、政策実現へのステップとしていくかにかかっている。

最後に、日本の人権運動とりわけ女性たちの運動の取り組みが特に求められていると思われる分野をいくつか指摘したい。

1 貧困（不平等な発展）と女性

行動綱領の草案を審議した一九九四年三月の婦人の地位委員会でも、アジア太平洋地域での準備会合でも、女性にとって最も重要で緊急な課題とされたのは、貧困の問題であった。

高度経済成長を遂げた社会に住んでいる日本の女性たちには、貧困がなぜ女性の問題であるかは理解しづらいことが多い。しかし、今日日本は世界一位の援助大国であり、一九九四年度のODA（政府開発援助）予算は一兆六三四億円となっている。そしてこのように豊かな国であるからこそ、日本は世界の貧困に多くの責任を負っている。

行動綱領で何回も触れられている構造調整プログラム（注4を参照）に対しても、日本は最大の出資国となっており、日本抜きではこのようなプログラムは動き出せない。構造調整プログラムは、途上国に市場経済を導入し、財政の健全化を図るといふ名の下に、食料や教育、医療といった途上国政府の補助を中止させてきた。アフリカの国々には、子どもたちでも「構造調整」という名前を知っていて、これに反対するデモが各地で行われた。そして多くの経済学者、国際機関の援助担当者が「構

造調整プログラムは失敗であった」と認めている。

しかし日本の女性たちの間で、これだけ重要な問題である構造調整プログラムについてこれまで論議されてきたことは皆無に等しい。

世界の多くの国から「貧困をかえって増大させた」と非難されているこのようなプログラムに対して、「開発と女性」（WID）の視点から何らかの提言、行動がなされるべきである。

2 女性の人権の保障

日本政府のこれまでの国連人権諸機関（女子差別撤廃委員会や規約人権委員会）への報告を見ると、「日本には基本的人権を保障した憲法があり、何々という法律もある。人権は保障されている」という表面的な記述が多い。しかし、行動綱領が求めているのは、もつと現実の姿に迫った情報であり、「事実上の平等」を阻んでいるものは何か、ということである。

男女同一価値労働・同一賃金、セクシャルハラスメントの防止策など、雇用の分野に限っても、変えなければならぬ多くの課題がある。

また行動綱領は「女性に対する暴力」について、極めて具体的な戦略を提言している。日本には家庭内暴力が

ら女性を特に保護する法律はなく、性暴力に関しても明治時代にできた刑法の強姦罪、強制わいせつ罪がそのまま存在している。これらを変えていくと同時に、これらの運用にあたる警察官、検察官、裁判官や弁護士意識にはたらしかかけるプログラムが必要である。民間の女性たちの善意で運営されている避難所や強姦救援センターのような組織への財政援助もなされるべきである。

3 戦争責任と女性

行動綱領では「武力戦争と女性」という項目が立てられているが、これに関連して日本にいる私たちが解決しなければならない大きな問題として、第二次大戦中の「従軍慰安婦」問題がある。村山内閣は戦後五〇周年へ向けたプロジェクトを発足させ、その中でこれらの被害女性に対しては個人補償は行わず、「民間基金による見舞金」を支払う、という考えを打ち出している。しかし、人権は個人に帰属するのであるから、人権が侵害されたときの補償も個人に支払われるべきである。日本の女性たちにとって、来年の会議が日本が侵略した中国の首都で開かれる意味は重いとわなければならない。過去の侵略戦争を心から反省し、この問題の具体的な解決策を日本政府を動かして示さなければならない。

4 平和維持活動と女性

行動綱領はその戦略の中で、国連の平和維持活動に女性が男性と平等に参加すること、国連の軍事的、文民的平和維持軍が女性の人権を認めること、を掲げている。平和憲法を持つ私たちは、このような提言にどう対応すればよいのだろうか。これまで「女性の権利」の問題として平和の問題が論じられることが少なかっただけに、行動綱領をきっかけに女性たちの間で中身のある論争が巻き起こることを期待したい。

5 アファーマティブ・アクション

政策決定への参加は、女性解放運動の手段でもあり目的でもある、といわれている。

戦略目標は、政策決定への参加について、端的に「割り当て制を含む積極的差別是正措置をとる」ことを提言している。これはとりわけ日本のような先進国でありながら女性の進出が際立って遅れている社会には、必要な手段である。

ナイロビ戦略を受けてできた日本の「国内行動計画」は、審議会の女性委員の割合を一五パーセントにする、という目標を立てたが、いまだにそれを実現できていな

い。他方で戦略目標は「国を代表する地位には女性を男性と同数登用する」ことを明言しており、この点からも日本の立ち遅れは明らかである。アフアーマティブ・アクションの具体化へ向けて、女性たちが先住民族、在日韓国・朝鮮人、被差別部落の人びとなど、日本社会のマイノリティと共同戦線をはる時期が到来していると思う。

6 マスメディアと女性

ポルノグラフィと女性については、これまでも「女性に対する暴力」の一形態として議論がなされてきた。

戦略目標は、これまでの議論から一歩踏み込んで「女性を傷つけるような表現の規制」についても、行動をとることができると、という立場をとっている。

「表現の自由」「検閲の禁止」という憲法の要請と、同じく憲法上の権利である女性の平等権をどう調和させていくのか、日本の女性たちの「反ポルノグラフィ運動」は、さらなる理論的な発展を期待されている。

△追記▽本稿脱稿後、一九九四年一〇月に日本政府の「第
四回世界女性会議のための国別報告」が公表さ
れた。

注

(1) 条約の署名とは、条約の内容を政府として確定することを言い、条約の中身に法的に拘束される「批准」とは意味が異なる。

(2) 政府の男女雇用均等法案は、差別撤廃に関して事業主の「努力義務」を課すのみで強制力が弱いこと、労働基準法の女子保護規定を大幅に緩和・撤廃したこと、から、働く女性たちの間で賛否両論があった。

(3) 「第四回世界女性会議…平等、開発及び平和のための行動」の準備等に関する国連の指針（一九九三年九月）

(4) 構造調整プログラムとは、長期的な国際収支の赤字を抱える債務国に対する国際通貨基金（IMF）、世界銀行の融資プログラムである。多くの場合、融資の条件として、債務国の経済の自由化、政府の市場介入への排除を義務づけている。

(5) 一九九三年の国連総会で採択された。この宣言を独立した条約にしようという動きもある。

(6) 構造調整政策に対しては「最も貧しい人びとをさらに貧しくした」という批判がある。K.トマチェフスキー「開発援助と人権」（宮崎繁樹他・訳、国際書院）など。